



国水環第34号
平成25年6月28日

文部科学省
スポーツ・青少年局
学校健康教育課長 殿

国土交通省
水管理・国土保全局
河川環境課 長



水防法の一部改正に伴う国土交通省への協力について（依頼）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）においては、新たに、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の自衛水防の措置が盛り込まれたところです。

今般の改正を受けて、水防法を所管する国土交通省の地方整備局等では、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動を実施する予定です。

この地方整備局等が行う広報・啓発活動の円滑な実施のためには、貴省の協力が不可欠と考えます。

ついては、貴職におかれましては、地方整備局等が行う説明会の開催等に係る要配慮者利用施設への周知等に対し、要配慮者利用施設に係る関係機関又は関係団体から協力いただけるよう、必要な対応をお願いします。